

諮問庁：独立行政法人労働者健康安全機構

諮問日：平成30年6月15日（平成30年（独情）諮問第44号）

答申日：平成30年10月24日（平成30年度（独情）答申第36号）

事件名：全病院が労働基準監督署に提出した時間外労働・休日労働に関する協定届の写しの一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「全病院（34施設）が所轄労働基準監督署に提出した「時間外労働・休日労働に関する協定書」（以下「協定書」という。）の写し（平成30年2月19日現在）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年3月19日付け労健安収第921号により、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、別表に掲げる不開示部分1ないし不開示部分3の開示を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 不開示部分1について

処分庁は、不開示部分1につき、不開示の理由について、法5条2号イに該当するとし、不開示部分1が戦略ないし経営のノウハウにかかわるものであり、公にすることは権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある旨主張しています。

しかし、独立行政法人の性格等にかんがみると、民間企業の場合に比べ、不開示事由該当性の判断基準はおのずと異なります。不開示部分1は、民間企業の場合と同様、人事や経営管理に関係する内容であるものと考えられますが、独立行政法人が通常法令等で定められた事業目的に沿って、一定の範囲内で業務を行うこととされていることからすれば、協定書に記載された上記内容は、当該業務の性質上通常想定される範囲内のものであるということができ、各病院独自の他に秘匿すべき経営ノウハウであるとまでいうことができるかどうか疑問で

あり、各病院の人事戦略や経営戦略に不当に不利に働くことがあるものとは考えられません。

したがって、不開示部分1は、公にしても、各病院の運営上の正当な利益を害するおそれがあるものとは認められず、法5条2号イその他法の定める不開示事由には該当しません。

また、念のため、法5条4号柱書きの該当性についても検討しますが、上記で検討したように、企業運営上の正当な利益を害するおそれがないことからすれば、これを公にしても、協定書を行政官庁に届け出る制度への信頼を損なうおそれがあるとは認められないため、同号柱書きにも該当しません。

そのため、不開示部分1について開示すべきものと考えます。

イ 不開示部分2について

処分庁は、不開示部分2につき、不開示の理由について、法5条2号イに該当するとしただうえで、不開示部分2は、記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであり、偽造により悪用されるおそれがあり、公にすることにより、各病院の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨主張しています。

しかし、使用者の職名の印影は、職務の一環として通常使用されるものであり、本件においては、当該使用者が協定書の締結を行うに際し、職務の遂行として押印したものであるため、仮に偽造されるおそれがあるとしても、そのことだけで不開示とすることが認められるものではなく開示すべきものと考えます。

ウ 不開示部分3について

処分庁は、不開示部分3につき、不開示の理由について、法5条1号に該当するとしただうえで、不開示部分3は、特定の個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるものである旨主張しています。

しかし、本件対象文書に記載された各病院の使用者の氏名及び職名は、いずれも慣行として公にされているものであるため、法5条1号ただし書イの規定により開示すべきものと考えます。

(2) 意見書

ア 審査請求人の請求内容

審査請求人は、処分庁が原処分により審査請求人に対してした本件対象文書において、今回不開示とした部分について、各病院の別表に掲げる不開示部分1及び不開示部分2につき、全ての開示を求めるものである。

イ 理由

(ア) 不開示部分1について

上記２（１）アと同旨のため省略。

（イ）不開示部分２について

上記２（１）イと同旨のため省略。

（ウ）他医療施設における開示状況

審査請求人は、機構のほかに、都道府県立病院約１９０施設及び独立行政法人国立病院機構の医療施設１４２施設に対し、機構に対する請求と同時に協定書の開示を求めたところ、使用者等の氏名、職名及び印影については不開示とする施設も一部あったものの、それ以外の箇所については全ての施設が開示に応じている。仮に、機構の主張する不開示理由が正しく、開示により事務又は業務の適正な遂行及び公正かつ円滑な人事の確保等に支障が及ぶものであれば、機構以外の法人が開示に応じていないことは明らかである。機構以外の施設の開示状況をもってしても、機構が主張する不開示部分に理由がないことは明らかである。

（エ）総括

以上の事由により、不開示部分の全てについて開示すべきものと考ええる。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 理由説明書

下記の理由により、一部原処分を変更し開示することが妥当と思料するが、その他の部分については原処分の維持が妥当と考える。

（１）審査請求に係る法人文書

全病院（３４施設）が所轄労働基準監督署に提出した「時間外労働・休日労働に関する協定書」の写し（平成３０年２月１９日現在）

（２）審査請求の趣旨

本件対象文書において、今回不開示とした部分について、各病院の、別表に掲げる不開示部分１ないし不開示部分３の開示を求める。

（３）上記（２）のうち不開示部分３については、各病院のホームページ等で広く一般に公開されている情報であることから、不開示とした原処分を変更し、開示することが妥当であると思料する。

一方、不開示部分１については、当該病院における労働条件の内容を示すとともに、使用者が事業を遂行するため、どのような人事戦略を持ち、どのような経営管理を行うかという、専ら当該病院独自の戦略ないし経営のノウハウに関わるものである。このため、これらが公にされた場合には、当該病院と競争上の地位にある他の病院にとって、当該病院の人事管理や経営管理に関する情報の収集が容易となり、今後の人材獲得等の人事戦略や経営戦略の展開について、当該病院が不利益を受けるおそれがあり、これらを公にすることは当該病院の権利、競争上の地位

その他正当な利益を害するおそれがある。(法5条2号イに該当)

また、不開示部分2については、記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであり、偽造により悪用されるおそれがあり、公にすることにより、当該病院の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。(法5条2号イに該当)

これらの理由により、不開示部分3を除く不開示部分については、原処分の維持が妥当と考える。

2 補充理由説明書

原処分に対する審査請求の内容を踏まえ、改めて検討した結果、以下の理由から「法5条4号柱書き及びト」の不開示事由を追加し、別表に掲げる不開示部分3を除く不開示部分については、なお原処分の維持が妥当と考える。

不開示部分1については、当該病院における労働条件の内容を示すとともに、使用者が事業を遂行するため、どのような人事戦略を持ち、どのような経営管理を行うかという、専ら当該病院独自の戦略ないし経営のノウハウに関わるものである。このため、これらが公にされた場合には、当該病院と競争上の地位にある他の病院にとって、当該病院の人事管理や経営管理に関する情報の収集が容易となり、今後の人材獲得等の人事戦略や経営戦略の展開について、当該病院が不利益を受けるおそれがあり、これらを公にすることは、機構が行う病院事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがある。(法5条4号トに該当)

また、不開示部分2については、記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであり、偽造により悪用されるおそれがあり、公にすることにより、病院事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。(法5条4号柱書きに該当)

これらの理由により、不開示部分3を除く不開示部分については、原処分の維持が妥当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-----------------|
| ① 平成30年6月15日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月26日 | 審議 |
| ④ 同年7月17日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ 同年9月4日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同月21日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ 同年10月22日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分のうち別表に掲げる部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、別表に掲げる部分のうち、不開示部分3については開示することが妥当であるが、その余の不開示部分1及び不開示部分2（以下、併せて「本件不開示部分」という。）については、法5条4号柱書き及びトの不開示理由を追加し、原処分を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 不開示部分1について

ア 本件対象文書のうち、不開示部分1は、時間外労働及び休日労働をさせる必要のある具体的事由、業務の種類、労働者数、また、特別な事情がある場合に、限度時間を超えて時間外労働をさせる必要のある具体的事由、延長時間を延長する場合に労使がとる手続及び限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率が記載されている部分である。

イ 当該部分に記載されている情報は、機構が運営する各病院（以下「労災病院」という。）における労働条件の内容を示すとともに、使用者が事業を遂行するため、どのような人事戦略を持ち、どのような経営管理を行うかという、専ら当該病院独自の戦略ないし経営のノウハウに関わるものであると認められるところ、これらが公にされた場合、労災病院と競争上の地位にある他の病院にとって、労災病院の人事管理や経営管理に関する情報の収集が容易となり、今後の人材獲得等の人事戦略や経営戦略の展開について、労災病院が不利益を受けるおそれがあることから、機構が行う病院事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがある旨の上記第3の2の諮問庁の説明は首肯できる。

ウ したがって、不開示部分1は、法5条4号トに該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示することは妥当である。

(2) 不開示部分2について

ア 不開示部分2は、使用者の印影であり、当該印影は、本件対象文書が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものと認められる。

イ そうすると、当該部分を公にすると、偽造により悪用されるおそれがあることから、機構が行う病院事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記第3の2の諮問庁の説明は否定し難い。

ウ したがって、不開示部分2は、法5条4号柱書きに該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条2号イ並びに4号柱書き及びトに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条4号柱書き及びトに該当すると認められるので、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別表（審査請求人が開示を求める部分）

不開示部分 1	「時間外労働をさせる必要のある具体的事由，業務の種類及び労働者数」，「休日労働をさせる必要のある具体的事由，業務の種類及び労働者数」及び「特別条項のうち，特別な事情がある場合に，限度時間を超えて時間外労働をさせる必要のある具体的事由，延長時間を延長する場合に労使がとる手続及び限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率」
不開示部分 2	使用者の印影
不開示部分 3	使用者の氏名及び職名